

K (Z) 0 1 - 0 1

県本部各部課長
県下各警察署長 殿

宮警本鑑第3738号
宮警本刑総第1784号
宮警本捜一第2905号
宮警本捜二第2652号
宮警本務第1972号
宮警本備第3081号
宮警本交指第1096号
昭和62年9月25日
宮城県警察本部長

現場科学検査班の設置及び運用について（通達）

最近の犯罪捜査をめぐる厳しい環境に的確に対応した科学捜査力の充実強化を図るため、専門的知識・技術を有する鑑定技術職員による「現場科学検査班」を設置し、現場における資料採取の技術と知識の指導及び科学検査を行うこととしたので、その趣旨を周知徹底するとともに、その的確な運用に配慮されたい。

記

1 趣旨

刑事警察充実強化対策要綱の第2の柱である「科学捜査力の強化」の施策として、鑑定の高度化、現場鑑識体制の強化を掲げ、その普遍化に勤めているところであるが、最近の科学技術の急速な進展に伴い犯罪事象も複雑・多様化の傾向を強め、犯罪捜査をめぐる環境は、ますます厳しい情勢となっている。

このような状況下にあって科学捜査を的確に推進していくためには、現場観察、採証活動の段階から専門的知識・技術の活用を図り、その結果を迅速に捜査へ反映していくことが肝要である。

このため、現場活動段階で法医、理化学の専門的知識・技術を駆使する「現場科学検査班」を設置運用し、もって科学捜査力の強化を図るものである。

2 設置

宮城県警察科学捜査研究所に、「現場科学検査班」を設置する。

3 編成

現場科学検査班は、宮城県警察科学捜査研究所の法医、科学及び工学の各科員を持って、別表1のとおり編成する。

4 出動事件の範囲

現場科学検査班は、次に掲げる事件・事故（以下「要臨場事件」という。）に出動するものとする。

- (1) 重要・特異事件
- (2) 大規模な事件・事故
- (3) 法医・理化学の専門的知識・技術を要する特殊事件
- (4) その他社会的反響の大きい事件・事故

5 任務

現場科学検査班は要臨場事件の現場において、次の業務を行うものとする。

- (1) 現場において行うことが可能な科学的検査
- (2) 法医・理化学に関する専門的・技術的指導

6 運用

(1) 出動

現場科学検査班の出動は、要臨場事件の発生地を管轄する警察署長、もしくは当該事件・事故を所管する部課長の要請に基づき、科学捜査研究所長が出動を命じた場合とする。

(2) 活動

ア 現場科学検査班は、機動鑑識隊及び所轄警察署鑑識係との緊密な連携のもとに活動するものとする。

イ 現場科学検査班は、各大学・関係機関等と常に連携を図り、専門的知識・技術の向上に努めるものとする。

- (3) 現場科学検査班の運用は、昭和62年10月1日から開始する。

〔沿革〕平成8年4月23日宮本科第64号改正

別 添

別 表 1

